

## ○ 国有林野事業特別会計

### I 特別会計の設置等に関する情報

#### ○ 国有林野事業特別会計の目的

国有林野事業特別会計は、昭和22年、国有林野事業を企業的に運営し、経営成績や財政状況を明らかにして健全な発達に資することを目的として設置された特別会計です。その後、昭和35年に治山事業に係る経費の総額を明らかにするため治山勘定が設置されています。平成18年度からは、勘定を統合し、国が行う直轄治山事業を国有林野事業特別会計で、都道府県が行う補助治山事業を一般会計で経理しています。

#### ○ 国有林野事業特別会計が経理している事務及び事業の内容

国有林野事業特別会計は、国有林野事業及び直轄治山事業について、一般会計と区分して経理するために設置されています。

##### ① 国有林野事業

国土の保全や水源のかん養などの公益的機能の維持増進を旨として国有林野の管理経営を行っています。

##### ② 直轄治山事業

土砂崩壊の防備等を目的として指定された保安林において、国が森林の維持・造成等を行うことを通じて災害の防止等を図るとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図ります。

#### ○ 国有林野事業特別会計の補正予算の概要

国有林野事業特別会計の平成19年度補正予算の概要においては、台風等による災害の防止のため緊急に対応すべき事業として、治山事業や森林整備事業に必要な経費などを追加するとともに、その他の歳入及び歳出について所要の減少を計上しています。

国有林野事業特別会計に関するお問い合わせ先  
林野庁 管理課 予算1係  
(代表) 03-3502-8111 (内線) 6253